

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,348,379千円
- (2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営健全化のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、481,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、293,703千円と定める。

平成16年度奈良県病院事業費特別会計予算

(総則)

第1条 平成16年度奈良県病院事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間患者数

	奈良病院	三室病院	五條病院	計
入院患者数	149,650人	103,295人	67,160人	320,105人
外来患者数	262,440人	205,578人	124,173人	592,191人

(2) 1日平均患者数

	奈良病院	三室病院	五條病院	計
入院患者数	410人	283人	184人	877人
外来患者数	1,080人	846人	511人	2,437人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款 病院事業収益	20,839,849千円	
第1項 医業収益	18,773,199千円	
第2項 医業外収益	1,819,986千円	
第3項 看護師養成事業収益	246,658千円	
第1款 病院事業費用		20,839,843千円
第1項 医業費用		20,154,612千円
第2項 医業外費用		438,573千円
第3項 看護師養成事業費用		246,658千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,159,157千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額492千円、減価償立金3,000千円及び過年度損益勘定留保資金1,155,665千円で補てんするものとする。)

収入	
第1款 病院事業資本的収入	374,000千円
第1項 企業債	374,000千円
支出	
第1款 病院事業資本的支出	1,533,157千円
第1項 建設改良費	400,800千円
第2項 企業債償還金	1,132,357千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
器械備品の整備	374,000	証券借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により措置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上げ償還をし、又は低利率に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	10,251,305千円
(2) 交際費	590千円

(他会計からの負担金及び補助金)

第9条 病院事業の経営健全化及び看護師養成のための経費として、一般会計からこの会計へ負担及び補助を受ける金額は、1,820,500千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,876,406千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産 (種類)	(名称)	(数量)
医療機器	ソニーレコーショカメラ	一式
通信機器	院内通信設備	一式

奈良県告示第八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

医師の指名	杉山昌史	医療機関の名称	近畿大学医学部奈良病院	医療機関の所在地	生駒市乙田町二四八番一	診療科目	内科（じん臓機能障害）	指定年月日	平成十六年三月二十六日
-------	------	---------	-------------	----------	-------------	------	-------------	-------	-------------

奈良県告示第九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

名称	木下薬局	所在地	桜井市芝一三六〇	指定年月日	平成十六年三月十六日
名称	若葉薬局	所在地	生駒市東菜畑一―二九八―一	指定年月日	平成十六年三月十八日

奈良県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、寺口土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	坂田 久典	北葛城郡新庄町大字寺口一―一五
〃	森川 清	〃 六六七
〃	河合 宏文	〃 一六五
〃	石川 重幸	〃 七五四―二
〃	辻 秀和	〃 二八一―一
〃	河合 良則	〃 六七四―一
〃	粕谷 全利	〃 四三二―一
〃	山岡 親秀	〃 三七三
〃	芝川 道清	〃 七六八
〃	杉岡 芳潔	〃 六五三
〃	辻 賢一	〃 二八四―三

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	坂田 久典	北葛城郡新庄町大字寺口一―一五
〃	森川 清	〃 六六七
〃	河合 宏文	〃 一六五
〃	石川 重幸	〃 七五四―二
〃	辻 秀和	〃 二八一―一
〃	河合 良則	〃 六七四―一
〃	粕谷 全利	〃 四三二―一
〃	山岡 親秀	〃 三七三
〃	芝川 道清	〃 七六八
〃	杉岡 芳潔	〃 六五三
〃	辻 賢一	〃 二八四―三

奈良県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柿本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	山本 八三郎	北葛城郡新庄町大字柿本四四一
〃	生野 名興	〃 〃 三八一
〃	山本 勝	〃 〃 一三二一三
〃	吉村 敏則	〃 〃 一三九
〃	山本 衛	〃 〃 三六
〃	生野 繁則	〃 〃 一一六一
監事	山本 勉	〃 〃 一三四一
〃	山本 美津男	〃 〃 四四一

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	西川 長一	北葛城郡新庄町大字柿本一三五
〃	山本 八三郎	〃 〃 四四一
〃	山本 衛	〃 〃 三六
〃	生野 名興	〃 〃 三八一
〃	生野 繁則	〃 〃 一一六一
〃	吉村 敏則	〃 〃 一三九
監事	山本 美津男	〃 〃 四四一
〃	山本 勉	〃 〃 一三四一

奈良県告示第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	杉浦 剛	北葛城郡上牧町大字上牧三二二五番地
監事	藤林 寛恭	天理市田町四九番地

奈良県告示第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、和爾土地改良区から役員が次のとおり住所を変更した旨届出があった。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 住所を変更した役員の名及び氏名

理事	西岡 利行
二 変更後の住所	天理市和爾町六七七番地

奈良県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十六年三月二十九日大和平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源替農道整備事業・笠仁興地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十六年四月七日から同月二十六日まで

二 縦覧場所

天理市役所・桜井市役所

奈良県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大和高田桜井線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
50	桜井市大字箸中八〇九番一先から 桜井市大字箸中八〇二番一先まで	前	一〇・二 一三・四	七四・一	
		後	一三・九 一八・四		

- 四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日
平成十六年四月六日

奈良県告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年三月十八日現在の地番による。）
桜井市大字外山三〇四番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 東田幾枝
- 三 申請者住所 桜井市大字外山七九六番地
- 四 道路の幅員 八・〇〇メートル
- 五 道路の延長 六・〇〇メートル
- 六 指定年月日 平成十六年三月二十六日
- 七 指定番号 桜土第一五〇三号

奈良県告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年三月十八日現在の地番による。）
桜井市大字外山三〇三番地の一部
- 二 申請者氏名 東田幾枝
- 三 申請者住所 桜井市大字外山七九六番地
- 四 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 五 道路の延長 八・〇〇メートル
- 六 指定年月日 平成十六年三月二十六日
- 七 指定番号 桜土第一五〇四号

奈良県告示第十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 徴収を委託した歳入
奈良県新公会堂条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）別表の一の表駐車場の項に規定する使用料
- 二 受託者の名称及び所在地
名称 南都ビルサービス株式会社
所在地 奈良市芝辻町四丁目六番地の二
委託事務の取扱開始日
平成十六年四月一日
- 三

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社ハ ーティケア	奈良市神殿町三 八九一〇	訪問介護セ ンター「ハ ーティケア ・光」	大和郡山市九 条町一九六一 五	居宅介護	平成十六 年四月一 日
有限会社ニ コニコ	北葛城郡上牧町 服部台一四一 一七	介護ステー ションにこ にこ	北葛城郡上牧 町服部台一 四一五六	居宅介護	平成十六 年四月一 日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社ニ コニコ	北葛城郡上牧町 服部台一四一 一七	介護ステー ションにこ にこ	北葛城郡上牧 町服部台一 四一五六	居宅介護	平成十六 年四月一 日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社ハ ーティケア	奈良市神殿町三 八九一〇	訪問介護セ ンター「ハ ーティケア ・光」	大和郡山市九 条町一九六一 五	居宅介護	平成十六 年四月一 日
有限会社ニ コニコ	北葛城郡上牧町 服部台一四一 一七	介護ステー ションにこ にこ	北葛城郡上牧 町服部台一 四一五六	居宅介護	平成十六 年四月一 日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あるふあ

三 代表者の氏名

山下 力

四 主たる事務所の所在地

桜井市大字西之宮二八四番地の七

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者本人が地域の中で自らの力で選んだ生活を獲得することが出来るように、地域支援に関する事業を行い、地域の人たちと共に生きる社会を築き上げていくことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年三月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日中医療技術交流会

代表者の氏名

陳 若富

四 主たる事務所の所在地

奈良市帝塚山南五丁目八番三四号

五 定款に記載された目的

この法人は、中国に対する医療技術交流や医療に関する様々な支援事業を行い、日中両国の異学の発展に寄与することを目的とする。

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 測量の地域 奈良県の区域

三 測量の期間 平成十六年四月十五日から平成十七年三月二十五日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量（基準点測量）

二 測量の地域 御所市

三 測量の終了年月日 平成十六年三月二十日

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。

平成十六年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

- 二 測量の地域 五條市、吉野郡西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村
- 三 測量の終了年月日 平成十六年三月二十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年四月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 許可番号
平成十五年十一月十三日第七二一〇八号
平成十六年一月九日第七二一〇八一号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十九日第五九九三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十九日第三八三〇号
- 三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡新庄町大字疋田二〇一番地ノ一〇の一部、二〇一番地ノ一七の一部、二〇一番地ノ三二、二〇一番地ノ三三の一部、二〇一番地ノ三四、二〇一番地ノ三五、二〇一番地ノ三六、二〇一番地ノ三七、二〇一番地ノ三八、二〇一番地ノ三九、二〇一番地ノ四〇、二〇一番地ノ四一及び二〇一番地ノ四二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛城郡当麻町長尾六六番地ノ五
小走邦彦
大阪市浪速区下寺一丁目三番地ノ四 夕陽ヶ丘スカイハイツ二〇一号
大新住建株式会社
代表取締役 新田昌博
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 北葛城郡新庄町大字疋田二〇一番地ノ一〇の一部、二〇一番地ノ一七の一部及び二〇一番地ノ三二

- 一 許可番号
平成十五年十一月二十八日第七二一九七号
平成十六年二月六日第七二一九七一号
- 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月三十日第五九九五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月三十日第三八三一号

- 三 開発区域に含まれる地域
橿原市醍醐町三八〇番地ノ二の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市中曾司町六八五番地ノ三
セントラル・アーベスト
代表 武山聖二

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月三十日第五九九四号

- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 橿原市醍醐町三八〇番地ノ二の一部

- 一 許可番号
平成十五年十二月十五日第七二一〇四号
平成十六年三月二日第七二一〇四一号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月三十日第五九九四号
- 三 開発区域に含まれる地域
橿原市川西町二二九番地ノ六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市川西町五六二番地ノ四
幾川清
橿原市川西町五六二番地ノ四
幾川正恵

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。
平成16年4月6日

<p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 寝たきり老人用紙おむつの購入 A、予定数量 約1,995,000枚 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県出納局総務課 奈良市登大路町30番地 3 落札者を決定した日 平成16年3月25日 4 落札者の氏名及び住所 高田紙業有限公司 桜井市大字芝1024 5 落札金額 19,3935円 (1枚単価) 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。 7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月13日</p>	<p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。 7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月13日</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年4月6日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県立奈良高等学校コンピュータ等一式の借入れ 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県教育委員会事務局学校教育課 奈良市登大路町30番地 3 落札者を決定した日 平成16年3月25日</p>
<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年4月6日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 寝たきり老人用紙おむつの購入 B、予定数量 約1,246,000枚 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県出納局総務課 奈良市登大路町30番地 3 落札者を決定した日 平成16年3月25日 4 落札者の氏名及び住所 高田紙業有限公司 桜井市大字芝1024 5 落札金額 20,265円 (1枚単価)</p>	<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年4月6日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県立平城高等学校コンピュータ等一式の借入れ 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県教育委員会事務局学校教育課 奈良市登大路町30番地 3 落札者を決定した日 平成16年3月25日</p>

採 取 公 報

平成16年4月6日 火曜日

<p>4 落札者の氏名及び住所 日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号</p> <p>5 落札金額 601,650円(リース月額)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公示を行った日 平成16年1月30日</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年4月6日</p>	<p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県立添上高等学校コンピュータ等一式の借入れ</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県教育委員会事務局学校教育課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 落札者を決定した日 平成16年3月25日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 エヌイーシーリース株式会社 大阪市中央区城見1丁目4番24号</p> <p>5 落札金額 597,450円(リース月額)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公示を行った日 平成16年1月30日</p>
<p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 県立高校情報化推進事業 奈良県立郡山高等学校・奈良県立城内高等学校コンピュータ等一式の借入れ</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県教育委員会事務局学校教育課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年3月26日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 エヌイーシーリース株式会社 大阪市中央区城見1丁目4番24号</p> <p>5 随意契約に係る金額 1,189,650円(リース月額)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公示を行った日 平成16年1月30日</p> <p>8 随意契約を締結する理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当</p>	<p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年4月6日</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 県立高校情報化推進事業 奈良県立畝傍高等学校コンピュータ等一式の借入れ</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県教育委員会事務局学校教育課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 落札者を決定した日 平成16年3月25日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 エヌイーシーリース株式会社 大阪市中央区城見1丁目4番24号</p> <p>5 落札金額 604,800円(リース月額)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p>
<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年4月6日</p>	

7 競争入札の公告を行った日 平成16年1月30日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年4月6日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
県立高校情報化推進事業 奈良県立盲学校コンピュータ等一式の借入れ
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県教育委員会事務局学校教育課
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本教育情報機器株式会社
東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
- 5 落札金額 189,630円(リース月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公示を行った日 平成16年1月30日

監 査 委 員 公 告

監 査 結 果 公 告

監 第 11 号

平成16年4月6日

奈良県監査委員	大 倉 潔 男
奈良県監査委員	中 嶋 實 男
奈良県監査委員	浅 川 清 仁
奈良県監査委員	飯 田 正

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項

の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

農業経営課 平成16年3月23日執行

農業改良資金貸付金の償還未済金について

(事実認定)

農業改良資金貸付金について、償還未済金が増加している状況が認められた。

(指摘事項)

償還の促進を図るため滞納者に対し経営改善指導等が実施されているが、今後一層、収納の促進に努めるべきである。

桜井商業高等学校 平成16年3月25日執行

授業料の減免処理、調定減額及び戻出手続について

(注意事項)

1学期分授業料に係る減免処理、並びに減免に係る調定減額及び戻出の時期が遅延していた。

今後、申請書受領後は早急に減免手続を行うとともに、減免決定後は早急に調定減額及び戻出手続を行うべきである。

保健環境研究センター	平成16年3月1日執行
文化財保存課	平成16年3月1日執行
文化財保存事務所	平成16年3月1日執行
生活科学センター	平成16年3月1日執行
民俗博物館	平成16年3月3日執行
郡山高等学校	平成16年3月3日執行
城内高等学校	平成16年3月3日執行
工業技術センター	平成16年3月3日執行
資源調整課	平成16年3月23日執行
自治能力開発センター	平成16年3月23日執行
林業基盤課	平成16年3月23日執行
森林技術センター	平成16年3月25日執行

明日香養護学校
 上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

平成16年3月25日執行

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
 電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
 電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。